春日井市公共用物(水路)使用料

	区分	単位	金額(円)
第1種電柱		1 本 1 年につき	950
第2種電柱			1,500
第3種電柱			2,000
第1種電話柱			850
第2種電話柱			1, 400
第3種電話柱			1,900
その他の柱類	外径が0.07メートル未満	長さ1メートル1年 につき	85
水道管、下水道 管、下水道 がスでその 他これのを埋設す る場合	のもの 外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		36 51
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		77
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		100
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		150
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		200
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		360
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		510
	外径が1メートル以上 のもの		1,000
通路		使用面積1平方 メートル1年につき	1,700
看板その他これに類するもの		─ 使用面積1平方✓ メートル1月につき	240
材料置場その他これに類するもの			240
宅地敷に類するもの			180
その他		市長が定めるところによる。	

- 1. 使用物件の長さ若しくは使用面積が1メートル若しくは1平方メートル未満であるとき又はこれらの長さ若しくは面積に1メートル若しくは1平方メートル未満の端数があるときは、1メートル又は1平方メートルとして計算する。
- 2. 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるか、その期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。
 - その中でさらに1ヶ月未満の端数があるときは、1ヶ月として計算する。
 - 同様に、使用料が月額で定められている物件の使用期間が1ヶ月未満であるか、その機関に1ヶ月未満の端数があるときも、1ヶ月として計算する。
- 3. 使用料の年額計算にあたっては、面積・数量に応じて計算した金額(上記票の区分ごとの)が100円に満たない場合、これを100円として計算する。
 - なお、月割計算も、この前提で計算した年額を基に計算する。